

## V 排水設備・受益者負担金

### 1 受益者負担金制度

下水道が整備されると地域の生活環境が改善され土地の便益性が高まる。

しかし、下水道の利点は道路等と違い、整備された範囲の人のみ利益を受けることになる。

このことから都市計画法第75条に基づき利益を受ける人から建設費の一部に充てるため市の条例（昭和50年制定）により徴収するものである。

ただし、負担金の納付が困難な場合等においては一定期間徴収猶予が認められ、また、土地の状況により減免制度を設けている。

賦課対象者	下水道を整備する区域内の土地所有者。ただし、その土地に権利者がある場合は土地の所有者にかわり受益者となる。
単位負担金額	土地の面積1平方メートル当たり200円
納付方法	一括納付または3年分割（年4回）

### 2 排水設備工事受付状況

（単位：件）

年度 ・ 月次	件数			備考
	新設	改造	計	
23年度	3,699	2,996	6,695	
22年度	4,043	2,717	6,760	
21年度	3,651	2,282	5,933	
20年度	3,932	2,574	6,506	
19年度	3,589	2,096	5,685	
23年4月	360	270	630	
5月	400	250	650	
6月	352	275	627	
7月	328	249	577	
8月	299	273	572	
9月	344	259	603	
10月	311	222	533	
11月	317	210	527	
12月	236	263	499	
24年1月	234	192	426	
2月	239	223	462	
3月	279	310	589	

### 3 受益者負担金及び分担金調定収納状況

	調定額		収納額		収納率(%)	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数	金額
平成23年度	10,659	227,250,550	4,070	158,238,510	38.18	69.63
平成22年度	19,364	287,552,780	12,251	225,977,320	63.27	78.59
平成21年度	14,664	210,884,311	13,135	187,322,595	89.57	88.83
平成20年度	16,987	253,125,522	15,130	236,233,824	89.07	93.33
平成19年度	12,021	180,130,060	10,910	169,619,420	90.76	94.16

### 4 受益者負担金の減免制度

受益者負担金は、賦課区域内の全ての土地にかかるが、次のような土地にあてはまる場合は、一部または全部が減免される。減免を受けようとする方は、「減免申請書」の提出を必要とする。

減免の対象となる土地	減免の割合(%)
公共性のある私道敷で公道に準ずると認められるもの	100
神社・寺院・教会等が使用する境内地	50
墓地	100
消防格納庫	100
国・県・市が所有し、使用している土地	25～75
鉄道の所有又は使用している土地	25～75
公・私立学校・幼稚園又は社会福祉施設	75
公民館等地域の集会所の敷地	50

## 5 受益者負担金の徴収猶予

耕作中の農地や、受益者に火災などの不慮の事故が生じ、負担金の納付が困難な場合、一定期間の猶予が認められる。猶予を受ける場合、「徴収猶予申請書」の提出を必要とする。

猶予の対象	猶予の原因	猶予の期間
農地・山林	現に耕作中の営農地、または山林	3年（3年毎に現況調査をします）
生活困窮者	生活保護受給者であって保護証明が必要	毎年更新が必要です
裁判係争中の土地	土地の所有権等について裁判で争っている土地	受益者が決定するまでの間
私道関係	私道に下水道が整備されていない	整備できるまでの間
災害・盗難 その他事故	火災などの被災者	管理者が認定する期間

## 6 受益者負担金減免及び猶予状況

		人数（人）	筆数（筆）	面積（m <sup>2</sup> ）	金額（円）
平成23年度	減免	81	318	135,657.46	27,131,490
	猶予	67	160	80,539.84	16,107,960
平成22年度	減免	50	117	45,072.32	9,014,460
	猶予	125	278	208,166.08	41,633,210
平成21年度	減免	22	98	19,854.30	3,970,860
	猶予	64	115	60,360.07	12,072,014
平成20年度	減免	171	188	51,539.02	9,672,550
	猶予	82	157	92,723.99	18,544,790
平成19年度	減免	364	588	145,658.44	28,593,740
	猶予	78	145	76,053.17	15,210,600

## 7 私道内の公共下水道布設取扱

私道に面した家屋又は土地の所有者が共同排水設備の維持・管理等に対し公道に面した家屋との不公平を除くため、昭和53年に「私道に対する公共下水道布設取扱要綱」を策定し、公道から公道へ通り抜けた私道に対し、公費による公共下水道の布設を行ってきた。

また、平成7年4月1日より新たに袋小路私道にも適用範囲を広げた同名の新要綱を策定し、運用している。

条件	
	1. 私道の両端又は一端が、公共下水道が設置されている道路に接続されていること。
	2. 私道の形態が明確かつ分筆され、地目が公衆用道路であること。
	3. 公共下水道の布設及び維持管理において、家屋等への影響がない道路幅員を有すること。
	4. 私道に面する土地又は家屋の所有者が2名以上で、現に家屋が1戸以上建っていること。
	5. 公共下水道の設置又は維持管理について、所有者及び占有者等全員が同意していること。
	6. 公共下水道が存置する期間、無償で使用できるもの（権利を移転する場合にあっても同様とする。）であること。
	7. 開発区域内道路にあつては、開発完了後3年を経過していること。

※平成22年10月1日 上記条件へ改正

### 私道の申請及び整備状況（平成8年度～平成23年度）

	事前調査 受付件数	申請受付件数	布設件数	布設延長(m)
H23末時累計	1,384	1,197	1,176	58,577
H23	47	37	19	3,381
H22	69	63	65	2,209
H21	74	52	53	2,680
H20	79	68	85	2,076
H19	96	89	76	4,522
H8～H18	1,019	888	878	43,709

平成23年3月31日現在

## 8 排水設備普及促進

公共下水道が整備されて、供用開始の告示がなされると供用区域の家屋所有者は6ヶ月以内に排水設備を設置し、くみ取り便所のある建物については3年以内に水洗化するよう法律で定められている。  
本市においては水洗化を普及するため様々な制度を設け、処理区内の水洗化が促進されるよう指導等を行っている。

### (1) 水洗化の状況

	単位	H23	H22	H21	H20	H19
①水洗化戸数	戸	242,619	235,450	231,111	218,719	214,997
②普及戸数（処理区域内戸数）	戸	251,100	244,370	241,357	228,054	224,438
③水洗化率（戸数）（＝①/②）	%	96.6	96.3	95.8	95.9	95.8
④現在水洗便所設置済人口	人	607,492	597,493	576,987	554,431	540,846
⑤処理区域内人口	人	628,728	620,130	602,566	578,074	568,235
⑥水洗化率（＝④/⑤）	%	96.6	96.3	95.8	95.9	95.2

### (2) 共同排水設備設置への助成

公共下水道処理区域内の私道に面した家屋の水洗化を普及するため、昭和47年より「共同排水設備助成規則」（現昭和47年規則第30号）を設け、助成を行っている。また、平成21年4月に規制を廃止、新たに「熊本市上下水道局共同排水設備助成要綱」を策定し、運用している。

条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 私道に所有者が異なる家屋が2つ以上接していること。</li> <li>2. 共同排水設備工事完了後、速やかに水洗便所に改造すること。</li> <li>3. 土地所有者が、共同排水設備の設置に同意していること。</li> <li>4. 市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。</li> </ol>
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 共同排水設備助成金交付状況（S47～H23）

	申請件数(件)	施行延長(m)	助成金(円)
S47～H23年度累計	2,098	108,741.5	773,948,300
H23年度	2	39.7	416,300
H22年度	2	55.7	971,600
H21年度	1	45.8	574,000
H20年度	1	23.3	225,200
H19年度	4	101.4	1,206,200
S47～H18年度	2,088	108,475.6	770,555,000

### (3) 改造資金の融資あっ旋及び利子補給（平成21年度新設）

公共下水道処理区域内において、自己資金のみでは排水設備工事費用を負担することが困難な方に対して、民間金融機関をあっ旋し、金融機関への償還が完了したあとに利子の全額を補給する制度を設けている。

\*熊本市水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給規程（制定 平成21年上下水道局規程第1号）

限度額	改造工事をしようとする便所1箇所（浄化槽の廃止にあたっては、当該浄化槽1基）につき330,000円以内
利子補給	金融機関への償還が完了したら、請求に基づき金融機関に支払った利子の金額を補給する。
制度を利用できる人の資格	<p>熊本市の処理区域内に住所を有し、改造工事をしようとする家屋に現に居住している人で次のいずれにも該当する人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 処理区域内の家屋の所有者又は所有者の承諾を受けた所有者と生計を一にする人</li> <li>2. 融資を受けた改造資金の償還能力を有する人</li> <li>3. 市税及び受益者負担金を滞納していない人</li> <li>4. 取扱金融機関の融資条件に適合する人</li> </ol>
償還期間及び方法	償還期間は36ヶ月以内で、支払方法は元利均等方式又はボーナス返済との併用方式による口座振替

改造資金貸付制度利用状況（平成20年度末を以って終了）

年度	くみ取り便所の改造			浄化槽の改造			貸付合計		
	件数	箇所	貸付金 (千円)	件数	箇所	貸付金 (千円)	件数	箇所	貸付金 (千円)
H20年度	23	23	7,276	170	174	34,375	193	197	41,651
H19年度	36	45	12,167	171	173	35,173	207	218	47,340
H18年度	34	49	13,235	139	156	32,832	173	205	46,067
H17年度	45	48	14,331	112	126	25,555	157	174	39,886
H16年度	53	68	18,678	187	198	39,770	240	266	58,448
H15年度	88	121	33,121	303	349	67,359	391	470	100,480

融資あっ旋及び利子補給制度利用状況

年度	くみ取り便所の改造			浄化槽の改造			融資あっ旋合計			利子補給	
	件数	箇所	融資 あっ旋額 (千円)	件数	箇所	融資 あっ旋額 (千円)	件数	箇所	融資 あっ旋額 (千円)	件数	利子補給額 (円)
H23年度	8	9	2,270	14	15	3,530	22	24	5,800	16	188,973
H22年度	2	2	530	23	23	4,280	25	25	4,810	6	23,971
H21年度	8	8	2,510	40	40	7,830	48	48	10,340	1	2,053

（４）生活保護世帯に対する助成制度

公共下水道処理区域内において水洗化が速やかに行われるよう、生活保護世帯の水洗便所改造については、要綱を設け、助成を行っている。

\*熊本市生活保護世帯水洗便所改造助成金交付要綱

生活保護世帯等水洗便所改造助成金制度利用状況

年度	くみ取り便所の改造		
	件数	箇所	改造助成金（千円）
H23年度	0	0	0
H22年度	0	0	0
H21年度	1	1	303

（５）排水設備工事店の届出及び指定

家庭や事業所の水洗化工事に際し悪質工事等を排除するため、熊本市下水道条例第7条により排水設備の新設等の工事を行う業者は管理者の指定を受けるよう規定している。

また、熊本市下水道条例施行規程第7条及び第8条に基づき、排水設備指定工事店指定申請書を管理者に提出しなければならない。

## 9 特定事業等の排除下水の水質規制

下水道は生活排水のみならず、事業場排水も集水して処理することとなるが、工場、事業場等の排水には下水道施設を損傷したり、下水処理場で処理することが困難な物質が含まれていることがある。

これらの悪質下水を規制するため、事業場に対し除外施設等を設置し、有害物質を除去することが下水道法で規定されており、本市では下水道法及び熊本市下水道条例による下水排除基準を下表のように定め、これを監視するための立ち入り検査等により、基準を超えた事業場に対し指導を行っている。

### (1) 下水道法及び熊本市下水道条例に基づく下水排除基準

物質または項目	特定事業場		非特定事業場		
	50m3/日以上 許容限度	50m3/日未満 許容限度	50m3/日以上 許容限度	50m3/日未満 許容限度	
生活環境項目等	温度	45	—	45	—
	水素イオン濃度(pH)	5~9	5~11	5~9	5~11
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600	—	600	—
	浮遊物質(SS)	600	—	600	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	5	20	5	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂)	30	—	30	—
	よう素消費量	220	—	220	—
	全窒素(窒素含有量)	—	—	—	—
	全りん(りん含有量)	—	—	—	—
	フェノール類	5	—	5	—
	銅及びその化合物	3	3	3	3
	亜鉛及びその化合物	2	2	2	2
	鉄及びその化合物(溶解性)	10	—	10	—
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10	—	10	—
	クロム及びその化合物	2	2	2	2
	有害物質	カドミウム及びその化合物	0.1	0.1	0.1
シアン化合物		1	1	1	1
有機りん化合物		1	1	1	1
鉛及びその化合物		0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物		0.5	0.5	0.5	0.5
砒素及びその化合物		0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン		0.3	0.3	0.3	0.3
テトラクロロエチレン		0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン		0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素		0.02	0.02	0.02	0.02
1, 2-ジクロロエタン		0.04	0.04	0.04	0.04
1, 1-ジクロロエチレン		0.2	0.2	0.2	0.2
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4	0.4	0.4	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン		3	3	3	3
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.06	0.06	0.06	0.06
1, 3-ジクロロプロペン		0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム		0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン		0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ		0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン		0.1	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物		0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物		※ 10(230)	※ 10(230)	※ 10(230)	※ 10(230)
ふっ素及びその化合物		※ 8(15)	※ 8(15)	※ 8(15)	※ 8(15)
ダイオキシン類		10	10	10	10
アンモニア性窒素等含有量	—	—	—	—	

(備考)

- 1 単位について、水素イオン濃度は無単位、温度は℃、ダイオキシン類はpg/L、その他はmg/Lです。
- 2           ：基準値を超える水質の下水の排除が禁止されており、違反した場合は、直ちに罰せられます。
- 3 それ以外は基準値に適合した下水を排除できるように除外施設を設置するなどの必要な措置を講ずる義務があります。

※は河川、湖沼等を放流先とする下水道へ下水を排除する場合の基準値で、( )内は海域を放流先とする下水道へ下水を排除する場合の基準値です。

(2) 平成23年度事業場立入水質検査実施状況

特定施設番号	業種名	特定事業場数	検査施設数	延検体数	基準超過検体数	基準超過項目
1-2	畜産業	1	0			
2	畜産食料品製造業	2	1	2		
3	水産食料品製造業	5	1	2		
4	野菜・果実保存食品製造業	10	1	2		
5	味噌・醤油・食酢製造業	11	0			
8	パン・菓子製造業・製餡業	1	0			
9	米菓子・麴製造業	1	0			
10	飲料製造業	6	0			
16	麴類製造業	10	0			
17	豆腐・煮豆製造業	20	1	1		
18-2	冷凍調理食品製造業	2	1	2		
19	紡績・繊維製品製造業	14	2	4		
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	1	1	1		
23-2	新聞・出版・印刷業	7	1	2		
47	医薬品製造業	1	1	2		
53	ガラス製品製造業	1	0			
63-2	空き瓶・卸売業の用に供する自動式洗びん施設	1	1	2		
65	酸・アルカリ表面処理施設	4	2	4		
66	電気めっき施設	5	5	10		
66-2	旅館業	4	4	5	1	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)
66-3	共同調理場	1	1	1		
66-4	弁当製造業	4	2	4	1	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)
66-5	飲食店	20	11	11	1	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)
66-6	そば・うどん店等	1	0			
67	洗濯業	65	4	7	1	水素イオン濃度(pH)
68	写真現像業	53	0			
68-2	病院(300床以上)	10	10	22		
69	と畜業	1	1	1		
70-2	自動車分解整備業の用に供する洗車施設	2	3	3		
71	自動式車両洗浄施設	95	1	1		
71-2	試験・研究・検査業	30	8	18		
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	1	1		
72	尿尿処理施設	1	0			
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	1	2		
非特定	病院(300床未満)・医院	-	20	20		
非特定	デパート・スーパー	-	4	6		
非特定	その他の飲食店	-	4	4	1	水素イオン濃度(pH)
非特定	その他	-	3	4	1	水素イオン濃度(pH)
計		392	96	144	6	